

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：鹿島建設株式会社（法人番号8010401006744）
業 者 の 住 所：東京都港区元赤坂1-3-1
2. 指名停止措置期間：令和3年7月27日から令和3年8月26日まで（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事 実 概 要：
鹿島建設（株）の元社員は、環境省福島地方環境事務所発注の福島県富岡町の被災建物等解体撤去等工事において、下請事業者から金銭を受領したにもかかわらず、確定申告をせず所得税を免れたとして、令和3年6月29日に所得税法違反で仙台地方検察庁より起訴された。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内